

屋外広告物の郵送申請の手引き

三芳町においては埼玉県屋外広告物条例に基づく各種申請（三芳町に提出されるものに限る）について、郵送での受付を行います。

郵送での申請については受付時に書類の不備、追記等ができませんので、申請書類のチェックを十分に行っていただくと共に、以下の手順に沿って申請を行ってください。

なお、許可基準や提出書類についてはあらかじめ埼玉県ホームページ等の情報を十分に確認のうえ申請を行ってください。

【手順】

- ① 事前に提出書類について三芳町役場都市計画課（屋外広告物担当者あて）にメール（toshikei@town.saitama-miyoshi.lg.jp）若しくはファクシミリ（049-274-1052）にて送付して内容確認を受けてください。
- ② 内容確認後に申請書を郵送（〒354-8555 三芳町大字藤久保1100-1 三芳町役場 都市計画課 屋外広告物担当者 あて）してください。
※申請書の申請日付は送付日を記入してください。抜けていると補正対象となります。

【送付物】

- ・申請書（正・副）
 - ・手数料納付書を返送するための封筒（長形4号以上の大きさのもの、切手貼付）
 - ・許可書を送付するための封筒（角型2号（A4 が折らずに入るもの）、副本の重さに10グラム（許可書類等）を加えた重量を郵送できる額の切手貼付）
- ③ 到着後、審査手数料を算出し返送用封筒にて納付書を送付いたしますので、手数料の納付を三芳町指定金融機関、同収納代理金融機関（下記）にて納付してください。
（三芳町指定金融機関）
 - ・埼玉りそな銀行（本・支店）
 - （ 同 収納代理金融機関）
 - ・いるま野農協（本・支店）

- ・東和銀行（本・支店）
- ・東京信用金庫（本・支店）
- ・武蔵野銀行（本・支店）
- ・りそな銀行（本・支店）
- ・川口信用金庫（本・支店）
- ・埼玉縣信用金庫（本・支店）
- ・飯能信用金庫（本・支店）

納付後、手数料収納済証明書（納付書2枚目）を三芳町役場 都市計画課 屋外広告物担当者 あて郵送してください。

④ 手数料収納済証明書の到着次第、許可手続きを行います。

許可を行いましたら②の簡易書留封筒にて副本（許可書）及び許可シール等を送付いたします。

※手数料収納済証明書の到達日が申請受付日となります。

※ご不明事項等がある場合は、都市計画課 屋外広告物担当者までお問合せください。

電話 049-258-0019（内線236・237）